# 地域未来投資促進法を活用して、新たな設備投資を！

１．地域未来投資促進法の概要
２．各種優遇制度
３．地域経済牽引事業計画
４．手続きフロー及びスケジュール
５．国の確認について


県の承認申請に関する相談窓口

群馬県　産業経済部　未来投資・デジタル産業課

０２７-２２６-３３１７
keninjigyou@pref.gunma.lg.jp

国の確認申請に関する相談窓口

関東経済産業局　地域経済部　企業立地支援課

０４８－６００－０２７１
bzl-kanto-mirai@meti.go.jp

# Ⅰ．各種優遇制度

地域の特性を活用して、高い付加価値を創出し、経済的波及効果を及ぼす事業を行う場合、第２期群馬県基本計画に沿った「地域経済牽引事業計画」を作成し、知事の承認（及び国の確認）を受けることで優遇措置を活用できます。

## 地域未来投資促進税制（経済産業省、国税庁）

地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、
法人税などの**特別償却または税額控除**を受けることができます。

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|---|---|---|
| 機械装置・器具備品 | ３５％ | ４％ |
| 上乗せ類型Ａ | ５０％ | ５％ |
| 上乗せ類型Ｂ | ５０％ | ６％ |
| 建物・附属設備・構築物 | ２０％ | ２％ |

「**地域経済の成長発展に特に資する業種**」として以下の3業種に該当する牽引事業は、税制優遇の**上乗せ類型Ａ**を受けられる場合があります。
①輸送用機械器具製造業
②食料品製造業
③化学工業
※詳細は**関東経済産業局**へお問い合わせください。

## 固定資産税の減免（市町村）

一部市町村では、地域経済牽引事業の実施に必要な土地や家屋などの固定資産税の課税免除を受けられる場合があります。

〈適用される市町村〉
桐生市、沼田市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町

## 融資による支援

日本政策金融公庫からの低利融資などを受けることができます。

## 補助事業による支援

各種補助事業において加点措置・優遇措置を受けることができます。
詳細は、経済産業省ＨＰ掲載の「地域未来投資促進法に基づく支援措置」をご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyou.html

# ２．手続きフロー及びスケジュール

＜地域経済牽引事業計画の承認＞

群馬県
未来投資・デジタル産業課

**県の事前相談、申請書作成支援**

県への事前相談から申請書類作成までは
おおよそ２ヶ月程度かかります。

**県へ承認申請書類提出**
**県の計画承認**

**県の承認後に着工した建物等、取得した設備資産等**
が各種支援措置の対象となり得ます。

**※工事着工前、資産取得前の約１ヶ月前までに**
**県へご提出ください。**

〈税制優遇の活用を考えている場合は国への確認申請も必要です〉

＜課税特例の確認＞

経済産業省　関東経済産業局
企業立地支援課

**国の事前相談、申請書作成支援**

関東経済産業局企業立地支援課へご相談ください。
（参考）https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

**国へ確認申請書類提出**
**国の確認**

**国の確認日以降に取得**した資産について
税制優遇の対象となり得ます。
※国の確認申請は年間スケジュールが定められています。

# ３．地域経済牽引事業計画

地域経済牽引事業計画の承認を受けるには、群馬県が作成する**第２期群馬県基本計画**の要件を満たす必要があります。

☆承認要件　（１）～（３）の全ての要件を満たすこと。

（１）**対象分野**

①成長ものづくり分野、②地域産業の新市場開拓分野、③デジタル分野、
④クリエイティブ関連分野、⑤医療･ヘルスケア分野、⑥環境･エネルギー分野、
⑦観光･スポーツ･文化･まちづくり分野、⑧農林水産分野、⑨物流関連分野

（２）**付加価値創出額**　※各用語は経済センサスに基づく

付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

計画終了時に右表の付加価値創出額を達成すること

| 事業期間 | 付加価値創出額 |
|---|---|
| ２年計画 | ２，１６０万円 |
| ３年計画 | ３，２４０万円 |
| ４年計画 | ４，３２０万円 |
| ５年計画 | ５，４００万円 |

※計画は５年を超えない範囲で作成することができます。

（３）**経済的効果**　※いずれか１つ以上

取引額　**２．６％増**、雇用者数　**７．１％増**
売上げ　**２．６％増**、雇用者給与等支給額　**７．３％増**

☆実施状況報告について

計画承認後は、各事業年度終了後３ヶ月以内に**実施状況報告書**を提出してください。

☆変更承認申請について

計画承認後に計画内容を変更する場合、県知事に**変更承認申請書**を提出し、承認を受ける必要があります。

# ４．国による課税特例の確認について

申請にあたっては、大きく**「通常類型」**と**「上乗せ類型Ａ、Ｂ」**があります。
通常類型の要件は下記のとおりです。
※上乗せ類型Ａ、Ｂに関しては、**関東経済産業局**へお問合せください。

☆課税特例の要件（通常類型）

（１）先進性を有すること
　　**労働生産性の伸び率が４％以上** または **投資収益率が５％以上**
（２）設備投資額が**１億円以上**
（３）設備投資額が**前年度減価償却費の２５％以上**(※)
　　※当該会社の連結財務諸表の金額に相当する金額ベース
（４）対象事業の売上高伸び率が０を上回り かつ 過去５年度の対象事業に係る**市場規模の伸び率より５％以上高い**こと
（５）**旧計画が終了**しており、**その労働生産性の伸び率が４％以上 かつ 投資収益率が５％以上**

| 課税特例の確認申請スケジュール（R７年度） | 第43回 | 第44回 | 第45回 | 第46回 | 第47回 |
|---|---|---|---|---|---|
| 主務大臣把握のための事前締め切り | 5月26日 | ７月8日 | 8月21日 | 10月14日 | 12月15日 |
| 確認申請書の締め切り | 6月18日 | ７月31日 | 9月16日 | 11月5日 | 1月13日 |
| 主務大臣による確認日 | 8月27日 | 10月16日 | 11月28日 | 1月30日 | 3月26日 |

主な注意点

・対象資産に取得額の合計額のうち、本税制措置の支援対象となる金額は**８０億円**が限度
・税額控除は、**法人税額等の２０％**相当額が上限
・対象資産を**貸付け**の用に供する場合や**中古**の対象資産の取得は税制優遇の対象外
・地域経済牽引事業計画の承認後でも、**主務大臣の確認前に対象設備を取得**等した場合には、本税制措置の対象外

※詳細については、関東経済産業局または税務署へご確認ください。

# ６．地域未来投資促進法の概要【参考】

## 地域未来投資促進法（経済産業省）

地域の特性を活用して、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進するための法律。
法の趣旨に基づく**地域経済牽引事業**に対し、各種優遇制度を設ける。

〈各種優遇制度〉詳しくは次のページをご覧ください。

- **地域未来投資促進税制**
- 地方税の減免
- 金融による支援
- 予算による支援 など

## 第２期群馬県基本計画（群馬県）

県内全市町村を対象とした計画。地域の特性を踏まえた**９分野**を定める。

①成長ものづくり分野、②地域産業の新市場開拓分野、③デジタル分野、
④クリエイティブ関連分野、⑤医療･ヘルスケア分野、⑥環境･エネルギー分野
⑦観光･スポーツ･文化･まちづくり分野、 ⑧農林水産分野、⑨物流関連分野

## 地域経済牽引事業計画（事業者）

事業者は、事業内容や事業収支、スケジュールなど
下記の承認要件を満たした事業計画を作成し、県の承認を受ける。

〈承認要件〉

- 基本計画で定める**９分野**に合致すること
- 一定の**付加価値の創出**が見込まれること
- 一定の**経済的効果**が見込まれること